

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会 指導医制度規則

第1章 総則

第1条 本制度は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会(以下「学会」という)に学会指導医(以下「指導医」という)を置き、臨床歯周病学のなご一層の発展と向上を図ることを目的とする。

2. 指導医が行う役割は次の通りとする。

- (1) 学会認定医を志望する者の指導
- (2) 地域歯科保健における臨床歯周病学の指導

第2章 申請者の資格

第2条 指導医の審査を受けようとする者は、原則として次に掲げる要件を備えてなければならない。

- (1) 学会認定医であること。
- (2) 学会認定医取得後、7年以上の学会歴を有していること。
- (3) 指導医にふさわしい業績を有すること。

ただし、日本臨床歯周病学会会員であり、日本歯周病学会歯周病指導医を取得しているもののなかで、特別に認定審議委員会が推薦し、本学会指導医の責務を果たして頂けると理事会が認めたものに関しては、第2条1項の(1)(2)の要件はこれを免除する。

第3章 申請の方法

第3条 第2条の審査を受けようとする者は、次の各項の申請書類に指導医認定申請料を添えて、認定審議委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医申請書(様式1)
- (2) 指導医推薦書(様式2)
- (3) 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会認定医認定証(コピー)
- (4) 業績目録。論文(様式3-1)、学会発表(様式3-2)、学会における活動、地域歯科保健における活動(様式3-3)
- (5) 指導医症例報告書(8症例)(様式4)
症例は、認定医審査施行細則第4条1項に準じるが、症例数は8症例で、その内5症例以上は歯周外科を含むものとする。
- (6) 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会認定医制度生涯研修記録簿
- (7) 本学会における症例発表または認定医症例発表の抄録のコピー(A4)

2. ただし、第2条(3)項の特別に認定審議委員会が推薦し理事会で承認を受けた日本歯周病学会歯周病指導医を取得している学会会員は、第3条1項の(5)～(7)は免除し、(3)は特定非営利活動法人日本歯周病学会歯周病指導医認定証(コピー)とする。

第4章 指導医の審査・認定及び登録

第4条 申請者について認定審議委員会の審査で可否を判定し、理事会の議を経て指導医と認定する。

第5条 前条により指導医と認定された者は、指導医登録料を学会へ納付しなければならない。

2. 前項により納付した者を学会は指導医として登録し、指導医認定証及び生涯研修記録簿を交付する。

第5章 資格の更新及び喪失

第6条 指導医は資格取得後、5年ごとに更新を行わなければならない。

ただし、指導医は、指導医の更新をすれば認定医も更新されたものとする。

指導医の更新をする者は次の各項の書類に更新申請料を添えて、認定審議委員会へ提出し、書類審査を受けるものとする。

(1) 指導医更新申請書(様式5)

(2) 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会指導医研修記録簿(様式6)

第7条 指導医は、次の各号のいずれかに該当する場合、認定審議委員会の答申により、理事会の議を経て、その資格を喪失する。

(1) 本人が資格の辞退を申し出たとき

(2) 資格が更新されなかったとき

(3) その他、理事会で指導医として不相当と認めたとき

第8条 前条の規定により、指導医の資格を喪失した者であっても、喪失の事由が滅したときは再び認定を申請することができる。

第6章 規則の変更

第9条 本規則を変更する場合は、理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第7章 補則

第10条 指導医認定申請料、指導医登録料及び指導医更新手数料は別に定める。

第11条 本規則に規定していない事項については、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会認定医制度規則を準用する。

附則

本規則は平成15年6月28日より施行する。

本規則は一部改正し、平成19年4月1日より施行する。

本規則は一部改正し、平成26年6月21日より施行する。

本規則は一部変更し、平成28年7月10日より施行する。

本規則は一部変更し、平成30年7月8日より施行する。

本規則は一部変更し、令和元年6月22日より施行する。

本規則は一部変更し、令和2年6月7日より施行する。